

# 富津市公民館・市民会館サークル登録制度の手引き

令和6年1月版

この「富津市公民館・市民会館サークル登録制度の手引き」は、随時改定を行いますので、ご了承ください。

## 目次

1	公民館・市民会館サークルとは	1
2	登録できる団体	2
3	登録手続き	3
4	登録内容の変更・取消	3
5	よくある質問	4
6	その他	6
7	様式集	巻末

## 1 公民館・市民会館サークルとは

富津市教育委員会では、学習・文化芸術・スポーツ・ボランティアなどの活動を自主的に行っている団体に対して、活動を支援するためにいくつかのメリットを受けられる「富津市公民館・市民会館サークル登録制度」を設けています。

富津市公民館・市民会館サークル（以下、「サークル」）は、「社会教育に関する事業」を行うことを主な目的とし、「自主的な運営」を行い、その事業成果を「広く市民の皆さんへ還元」する団体であり、この制度に基づいて登録した団体のことです。

### 登録のメリット

#### ①優先的な使用申請

中央公民館・富津公民館・市民会館・富津埋立記念館の使用申請を優先的に行えます。ただし、市など公共的な使用を最優先とします。

#### ②使用料の免除

中央公民館・富津公民館・市民会館・富津埋立記念館の使用料を免除します。ただし、登録した以外の用途で使用する場合は免除となりません。

#### ③富津市生涯学習バスが利用可能

生涯学習課が管理する「生涯学習バス」を利用することができ、活動の幅を広げることができます。ただし、使用人数・使用回数・使用時間などの制限がありますので、詳細は右のコードにアクセスするか、生涯学習課（0439-80-1345）へお問い合わせください。



#### ④富津市の広報ツールを活用した会員募集・活動報告

各サークルの意向があれば、富津市ホームページ・市SNS・広報ふつつなどで会員募集や活動報告のPRができます。希望するサークルはご相談ください。

### 社会教育に関する事業

社会教育法第20条にあるように、「教養の向上」「健康の増進」「情操の純化」「生活文化の振興」「社会福祉の増進」などを目的として、学習・文化芸術・スポーツ・ボランティアなどの活動を行うことを指します。

活動例：

- ・学習活動（講演会・講習会・勉強会・情報交換会・読み聞かせ・外国語・郷土史など）
- ・スポーツ活動（ハイキング・卓球・ダンス・ヨガなど）
- ・文化芸術活動（料理・園芸・手芸・写真・演劇・音楽・絵画・演奏・将棋・書道・俳句・短歌・工作など）
- ・ボランティア活動（子ども向け・高齢者向け・要配慮者向け・清掃活動・地域振興など）

※講師中心の活動（4ページ参照）は登録できません。

### 自主的な運営

「社会教育に関する事業」を行う皆さんが自発的にサークルを作り、サークル名・目的・内容・方法・役割分担・予算・会費などを会員同士で決定して活動を進めていくことが自主的な運営です。

### 広く市民の皆さんへ還元

日頃の事業成果をサークル内で完結させずに、広く市民の皆さんへ還元する機会を設けて、活動の啓発を行うことを指します。

例：広く市民の皆さんから会員を募集（必須）、市民文化祭への参加（任意）、大会・講演会・研修会・体験会の実施（任意）、公民館事業での講師引き受け（任意）など

※広く市民の皆さんから会員を募集とは…部屋の大きさや活動の性格上、これ以上の人数が参加できない場合を除き、常に会員を募集することとします。

## 2 登録できる団体

登録するには、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ①「社会教育に関する事業」を計画的かつ継続的に実施すること
- ②「自主的な運営」のもと活動すること
- ③活動成果を「広く社会に還元すること」を目指していること
- ③規約または会則を定め、役員の規定があること
- ④会費などの自己財源で運営できること
- ⑤3名以上が加入し、過半数が市内在住・在勤・在学のいずれかであること
- ⑥主たる活動場所が市内であること
- ⑦代表者が18歳以上であること（未成年者のみのサークルは加入者のどなたかの保護者を代表者としてください）
- ⑧次の行為を行わないこと
  - ・営利を目的とした事業またはそれに類する行為
  - ・特定の政党または特定の公職選挙候補者の利害に関する行為
  - ・特定の宗教・宗派・教団などの利害に関する行為
  - ・その他公序良俗に反する行為

### 3 登録手続き

新規登録または登録更新を希望する場合は、次の書類を中央公民館・富津公民館（富津埋立記念館含む）・市民会館のうち、主な活動場所へ提出してください。

内容を審査のうえ、「富津市公民館・市民会館サークル登録決定通知書（第5号様式）」を交付します。

※新規登録の場合は、活動調査期間として、登録申請後に最初に使用する日から3か月間以上かつ5回以上の使用を達成のうえ登録決定を受けるまでの間は有料での使用とします。

①富津市公民館・市民会館サークル登録申請書（第1号様式）

②役員・会員名簿（第2号様式）

※全会員分を記載してください。市外在住で市内在勤・在学の方は、勤務先・在学先を記載してください。

③登録チェックシート（第3号様式）

④規約または会則

⑤事業計画書・収支予算書

⑥事業報告書・収支決算書（継続登録の場合）

※事業計画書及び事業報告書には社会教育に関する活動の記入が必要です。総会・会議や親睦会・交流会のみの活動は社会教育に関する事業とは扱いません。

⑦その他教育委員会から提出を求められた書類

#### 登録期間

富津市公民館・市民会館サークルの登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

ただし、年度途中に登録したサークルは、登録決定日から最初の3月31日を迎えるまでです。

#### サークル情報の提供

サークルに入会を希望する方や、合同で催しを企画したい方、ボランティアを探している方などに活動内容や活動日などの詳しい情報を知らせるため、サークルの情報を富津市ホームページや生涯学習情報提供誌などに掲載します。

※事前に同意を得た場合を除き、代表者・会員・講師の個人情報とは公開しません。

### 4 登録内容の変更

サークルの登録内容に変更が生じた場合または解散した場合は、「富津市公民館・市民会館サークル活動内容変更届（第4号様式）」を富津公民館（富津埋立記念館含む）・中央公民館・市民会館のうち、主な活動場所へ提出してください。

### 5 登録の取消

使用団体の公平性を保つため、「富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例」及び「富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則」に違反した場合または以下の事案が発覚した場合は登録を取り消すことがあります。

加えて、免除していた使用料について、免除していた分の使用料を最大1年間遡って請求することがあります。

①会員名簿に不備や不正がある

- ・会員名簿に3年以上活動に参加したことがない方を記載している
- ・登録をするために名前を借りているまたは勝手に使っている
- ・実際の利用人数が3人未満の状況が半年以上続いている
- ・市内会員の割合を満たすために、記載していない市外会員がいる

②会員だけの親睦または交流のみを目的としている

③講師中心の活動となっている

- ・講師が代表者であるまたは塾やカルチャースクールのように講師が中心となって報酬・会費などを徴収して活動している

塾・カルチャースクールとサークルの違い

○塾・カルチャースクールは、教える側が主体です。

- ・講師が声をかけて会員を集めている
- ・講師が代表となるまたは主となって準備や運営を行っている
- ・営利的に複数の団体を指導している
- ・子ども向けの活動は、保護者が運営に関わらず、講師が中心で塾のように運営している

○サークルは、学ぶ側が主体です。

- ・仲間同士が集まって設立し、準備や運営も会員が行っている
- ・講師を外部から呼ぶか、会員同士で教え合う

※報酬を支払う場合は、営利的にならないよう材料費や交通費などは除き、1回あたり10,000円以下となるようにしてください。この金額を越えて報酬を支払う場合は、サークル活動とはみなしません。活動の性質上この金額を超える必要がある場合は、事前に活動する館へ相談してください。

## 6 よくある質問

Q1. 「社会教育に関する活動」を行っていれば、どんな団体でも登録できますか？

A1. いいえ。「2 登録できる団体」の要件を満たしていなければ、登録できません。また、前述のとおり「講師が代表となるまたは主となって準備や運営を行っている」団体も登録できません。

Q2. 「講師中心の活動」とは、どのようなことですか？

A2. 普段の活動に講師（先生やコーチなど）がいないと活動できない、または普段の活動の進め方や学習内容を講師だけで決めているなど、団体としての自主性や主体性が無い状態を指します。なお、普段の活動とは別に専門知識を得ることやレベルアップを図るために、講師や学習補助者を招くことは可能です。

Q3. 入会金がある場合は登録できませんか？また、会費の額に上限はありますか？

A 3. いいえ。活動に見合った額を団体で話し合っただけで決めることができます。ただし、講師が会費を決めている場合は、「講師中心の活動」となるため、登録できません。

Q 4. 書類等がそろっていれば、どんな団体でも登録できますか？

A 4. いいえ。要件を満たしていない場合や書類の内容と活動実態が異なる団体は登録できません。

Q 5. 規約（会則）や活動実績報告書などの書式は、決められた書式で作成しなければいけませんか？

A 5. いいえ。団体で作成したものがあれば、それらを提出しても構いません。その際は必ず団体の総会等で使用したものと同一書類の添付をお願いしています。

Q 6. 個人情報保護のため、名簿を作成していませんが、名簿が無くても登録できますか？

A 6. いいえ。名簿は人数や市内在住・在勤・在学者の割合などの登録要件を確認するために必要です。また、市からの緊急連絡で代表者に連絡が取れない場合、他の会員に連絡するために名簿を使用することがあります。なお、提出された名簿は、富津市個人情報保護条例により保護されます。

Q 7. 未成年者が代表者でもいいのですか？

A 7. いいえ。代表者は市内在住の18歳以上の方としてください。

Q 8. 代表者が会計を兼務してもいいのですか？

A 8. 規則（会則）で決まっている場合は、兼務でも構いません。しかし、団体運営を公平かつ円滑に行うためにも、できるだけ役割分担をするようにしてください。

Q 9. 代表者が窓口に行って手続きしなければいけませんか？

A 9. いいえ。代理の方で構いません。ただし、受付で内容などの確認を行うことがありますので、団体の実情を把握している方が望ましいです。

Q 10. 登録をしないと公民館等の施設の使用はできないのですか？

A 10. いいえ。本制度の登録の有無とは関係なく使用することができます。

Q 11. 登録に会員の入会や退会がある度に変更の手続きが必要ですか？

A 11. はい。会員の構成等を確認するため、名簿の再提出をお願いします。また、代表者や規則（会則）、講師などが変更になった場合は、すみやかに変更の手続きをお願いします。

Q 12. 登録期間終了後、「富津市公民館・市民会館サークル登録制度」の登録を引き続き希望する場合は、どうしたらよいですか？

A 12. 公民館（市民会館）利用団体の登録期間は1年間です。登録期間が切れた

場合は、新たに申請が必要になります。登録を継続して希望する場合は、登録期間が終了するまでに申請をしてください。

Q 1 3. 登録期間終了後、富津市公民館・市民会館サークル登録制度の登録申請を行わなかった場合は、どうなりますか？

A 1 3. 登録期間が終了し、本制度によるメリットを受けられなくなります。

Q 1 4. 登録の有効期限内に登録要件が満たされなくなった場合、どうなりますか？

A 1 4. 登録取消の対象となります。登録要件が満たされなくなる前に、各団体で改善するよう努力をお願いします。

Q 1 5. 会費を集めていないので、予算書や決算書を作成していません。無くても登録できますか？

A 1 5. いいえ。収入や支出が一切ない団体でも、その旨が確認できる予算書や決算書が必要になります。施設使用料や教材費、事務費用などの支出はどのように賄われているかを確認します。

Q 1 6. 届出に必要な「収支（会計）報告書」の作り方を教えてください。

A 1 6. 様式集にある「事業計画書・収支予算書（様式例）」をもとに作成してください。団体活動を行ううえで、会場使用料、郵送料、事務用品購入費用など、様々な経費が必要になります。会計担当者は、収入と支出を都度会計簿に記載し、内容を明らかにしてください。

## 7 緊急時の対応など

公職選挙において、公民館・市民会館が投票所などになる場合は、投票日前後の許可済の使用を取り消す場合があります。

災害などのため、公民館・市民会館が避難所などになる場合も同様です。災害などの場合は公民館・市民会館から各サークルへ個別連絡は行いません。避難所開設については、富津市ホームページ・富津市安全安心メール・富津市LINE公式アカウントなどでお知らせしますので、開設があった場合は使用できません。

その他、使用にあたっては、各施設の案内や指示に従ってください。

### お問い合わせ

中央公民館

電話0439-65-2251 富津市小久保3014番地

富津公民館(富津埋立記念館)

電話0439-87-8381 富津市新井932番地34

市民会館

電話0439-67-3112 富津市湊765番地1

第1号様式

富津市公民館・市民会館サークル登録申請書

令和 年 月 日

富津市教育委員会 様

「富津市公民館・市民会館サークル登録制度の手引き」に記載の登録できる団体に合致しているため、富津市公民館・市民会館サークルとして登録したいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ		
①サークル名		
②所在地		〒 _____ □代表者住所と同じ
③設立年月日		昭和・平成・令和 年 月 日
④代表者情報	住所	〒 _____
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス (任意)	
⑤活動内容・目的		
⑥主な活動場所		中央公民館 ・ 富津公民館 富津埋立記念館 ・ 市民会館
⑦活動回数を目安		週____回/月____回/年____回
⑧活動日時		毎(日/週/月) 第____(火・水・木・金・土・日)曜日 ____時____分～____時____分
⑨会員数		____名(男性____名/女性____名) 内 市内在住・在勤・在学者数 ____名 訳 その他 ____名
⑩会員募集		有・無(無の理由____)
⑪会費	入会費	____円・無
	会費	年・月・回 ____円・無

⑫ 講師 1	住所	〒
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	謝礼	年・月・回 _____円・無
⑬ 講師 2	住所	〒
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	謝礼	年・月・回 _____円・無
⑭ 講師 3	住所	〒
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	謝礼	年・月・回 _____円・無

#### 留意事項

登録後、生涯学習活動推進のため、この申請書の①、⑤～⑧、⑩の内容を市ホームページや生涯学習情報提供誌などに掲載します。

なお、この申請書に記載された個人情報、法令等で規定されている場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

#### 個人情報開示の同意欄

加入希望者などから問い合わせがあった場合、代表者情報（電話番号やメールアドレスなど）を提供することに、

- 同意します。  
同意しません。

#### 添付書類

以下の書類も添えて提出してください。

役員・会員名簿（第2号様式）

登録チェックシート（第3号様式）

規約または会則

事業計画書・収支予算書

事業報告書・収支決算書

その他教育委員会から提出を求められた書類



第2号様式

役員・会員名簿

サークル名 \_\_\_\_\_

番号	役職	氏名	住所（市内在住の場合は「富津市」省略可）	電話番号	区分（市内在勤・在学者は勤務先・在学先を記入）
1					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
2					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
3					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
4					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
5					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
6					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
7					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
8					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
9					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
10					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
11					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
12					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
13					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
14					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
15					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
16					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
17					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
18					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
19					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：
20					市内在住・在勤・在学／市外勤務・在学先：

※書ききれない場合は、行を追加するかコピーして使用してください。

第3号様式

登録チェックシート

サークル名 \_\_\_\_\_

1	「教養の向上」「健康の増進」「情操の純化」「生活文化の振興」「社会福祉の増進」などを目的としていますか？	はい・いいえ
2	サークル名・目的・内容・方法・役割分担・予算・会費などを会員同士で決定して活動できますか？	はい・いいえ
3	日頃の事業成果をサークル内で完結させずに、広く市民の皆さんへ還元する機会を設けて、活動の啓発を行う予定ですか？ ・ 広く市民の皆さんから会員を募集（必須） ・ 市民文化祭への参加（任意） ・ 大会・講演会・研修会・体験会の実施（任意） ・ 公民館事業での講師引き受け（任意）など	はい・いいえ
4	規約または会則を制定し、役員を選出していますか？	はい・いいえ
5	会費などの自己財源で運営できる見込みですか？	はい・いいえ
6	3名以上が加入し、過半数が市内在住・在勤・在学のいずれかの方ですか？	はい・いいえ
7	主たる活動の場所は市内ですか？	はい・いいえ
8	代表者は18歳以上ですか？	はい・いいえ
9	営利を目的とした事業またはそれに類する行為、特定の政党または特定の公職選挙候補者の利害に関する行為、特定の宗教・宗派・教団などの利害に関する行為、その他公序良俗に反する行為のいずれにも該当しませんか？	はい・いいえ
10	申請から登録までの活動調査期間は、有料での使用でも活動できる見込みはありますか？	はい・いいえ
11	登録申請書裏面の添付書類はすべて用意しましたか？	はい・いいえ
12	講師（先生やコーチ）がいますか？ ※「はい」の場合は、設問13・14も記入してください。	はい・いいえ
13	代表と講師は別の方ですか？	はい・いいえ
14	講師への謝礼がないまたは、謝礼がある場合は1回あたり10,000円以下となっていますか？	はい・いいえ

●●サークル規約（または会則） （様式例）

（趣旨）

第1条 本会は、\_\_\_\_\_の学習を主体として活動し、技術向上とあわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（名称・事務所）

第2条 本会は、「\_\_\_\_\_」と称し、事務所を（\_\_\_\_\_）に置く。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 月\_\_\_\_回の\_\_\_\_\_の定期練習会を実施する。
- 2 社会教育に関する活動として、\_\_\_\_\_を定期的実施する。
- 3 目的達成のために、\_\_\_\_\_を実施する。

（会員）

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

（役員）

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長1名、副会長\_\_\_\_名、会計\_\_\_\_名

（役員を選出）

第6条 本会の役員は、\_\_\_\_\_において選出する。

（役員任期）

第7条 役員任期は\_\_\_\_年とし、再任は妨げない。

（会議）

第8条 本会は、次の会議をおく。

\_\_\_\_\_、  
（経費）

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は、毎年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から翌年\_\_\_\_月\_\_\_\_日とする。

（附則）

第11条 本規約（または会則）は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日より発効する。

事業計画書・収支予算書 (様式例)

サークル名 \_\_\_\_\_

事業計画書

活動日	活動内容	使用する部屋	予定人数
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			
月 日( )			

収支予算書 (合計のAとBは一致)

収入の部	科目・項目	金額	内訳
	前年度繰越金		
	入会費		
	会費		
	合計(A)		
支出の部	科目・項目	金額	内訳
	事務費		
	消耗品費		
	通信運搬費		
	会場使用料		
	次年度繰越金		
	報酬		
合計(B)			

※書ききれない場合は、行を追加するかコピーして使用してください。



第4号様式

富津市公民館・市民会館サークル活動内容変更届

富津市教育委員会 様

サークル名・代表者名

下記のとおり活動内容の変更を届け出ます。

サークル名	フリガナ			
届出事項	1 変更	2 休止	3 再開	4 廃止
変更内容 (変更箇所 のみ記入)		新	旧	
	1 サークル名			
	2 所在地			
	3 代表者	フリガナ	フリガナ	
		住所	住所	
		電話番号	電話番号	
4 規約・ 会則	新しい規約（会則）を添付してください。			
5 その他				

第5号様式

文書番号  
年 月 日

富津市公民館・市民会館サークル登録決定通知書

様

富津市教育委員会

年 月 日付で申請のあった富津市公民館・市民会館サークルの登録について、下記のとおり通知します。

記

- 1 富津市公民館・市民会館サークルの登録を認めます。
- 2 富津市公民館・市民会館サークルの登録を認めません。  
理由